

## 国土交通省の厳重注意に対する報告について（報告とお詫び）

弊社は2019年4月4日、ドクターヘリに乗務予定の操縦士が飛行勤務開始時に実施することが義務付けられているアルコール検査を実施せずに飛行勤務を実施した事態について、国土交通省大阪航空局より受けた厳重注意「運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について（厳重注意）（阪空安第11号、令和元年10月8日）」に対し、本日、発生経緯、要因、再発防止策等を同局に報告いたしました。

今事案につきましては、管理監督責任のある組織において規定類の整備や教育の理解度の確認が不十分であったことを認識いたしました。

業界全体に与えた影響の大きさを反省し、教育体制の充実を図り、二度とこのような事態を起こさぬよう再発防止と安全管理体制の強化に真摯に取り組んでまいります。

改めまして、お客さまをはじめ関係者の皆さまに多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

2019年10月23日  
中日本航空株式会社

## 【報告内容要旨】

### 1 事態の概要

ドクターヘリに乗務予定であった操縦士は、事態発生の日朝にドクターヘリ基地病院において飛行勤務開始時刻に実施すべきアルコール検査を失念し、規定の時刻を1時間以上経過してから立ち会い者の整備士の指示で実施した。

1回目の数値でアルコールが検知されたが、2回目の検査では検知されなかったため、乗務に問題なしと判断して会社への報告を行わず待機を開始し、その後の出動要請によりドクターヘリの運航を実施した。

これは運航規程違反に該当する事案であるが、当該操縦士等はその認識がないまま勤務を継続した。また、本社運航管理部もアルコール検査が規定どおりに実施されていない事の確認が遅れて、当日の運航を継続実施させた。

なお、当該操縦士は前日夕食時に飲酒をしたが、飲酒を終えてから飛行勤務開始時間までは12時間であった。

### 2 発生経緯

(1) 7時30分、飛行勤務開始時刻に、操縦士、整備士は格納庫に隣接する待機室にて、運航管理補助者（以下、CS）は別棟ドクターヘリ通信センターにて勤務を開始した。

(2) 8時00分頃、操縦士、整備士及びCS（別棟のためスカイプ使用）の3名で飛行前ブリーフィングを実施した。

CSは操縦士に体調とアルコール検査の実施確認をしたが、操縦士は医療スタッフとのリカレント訓練の後で実施すると曖昧に返答、CSは立ち会い者の整備士もいるので間違いなく実施するものと思い込んだ。

(3) 医療スタッフのリカレント訓練終了後の8時31分頃、操縦士は待機室において日課（感染症予防のため）であるうがい薬による「うがい」を実施した。整備士は、この時、操縦士のアルコール検査の未実施に気づき、直ちにアルコール検査を実施するよう指示した。

(4) 8時33分頃、1回目のアルコール検査結果は0.055mg/ℓであった。検査時、立ち会い者の整備士が至近距離にて検査器の反応を見ていたが、顔色の変化やアルコール臭等はなかった。

(5) 8時34分頃、検査結果は本社の運航管理部に設置されたデータ管理用パソコンに送られ、警報音が鳴り運航管理担当者等はドクターヘリ基地でアルコール反応が出たことを認識したが、運航管理担当者等は、測定時刻の確認は行わず、2回目の再検査の結果を待った。

(6) 8時51分に2回目の検査を実施、0.000mg/ℓであったため、社内手順に従い、会社への報告の必要性がない事を確認して、以後の乗務に問題はないと判断した。

この時点で運航待機開始時刻を21分も過ぎていることは認識したが、運航規程に違反しているということに気付かなかった。

同時刻、本社運航管理部では、2回目のアルコール検査ではアルコールが検知されなかったため、運航待機には問題ないと判断し、運航管理部長に事態を報告した。

運航管理部長はヘリコプター運航部長に事態を報告した。

- (7) 9時00分頃、CSは要請を受信、ドクターヘリの出動要請、9時04分に基地を離陸、要請先に向かって運航を開始、当日3回の要請対応、問題なく終了した。
- (8) 飛行勤務終了時17時05分、アルコール検査を実施、数値は0.000mg/lであった。

### 3 嚴重注意における指摘事項について

- ・アルコールに関する教育については、運航乗務員及びアルコール検査に立ち会う者に対して実施されているものの教育実施後の効果及び浸透度の確認が不十分であり、また、運航乗務員及びアルコール検査に立ち会う者がアルコール検査の実施時期を十分に理解しておらず、アルコール検査に関する重要性の意識付けが十分ではない。

#### 【要因】

- (1) 乗員、アルコール検査の立ち会い者になり得る者を含む対象者に対してアルコール規制に関する教育を実施、効果測定を行っていたが、不正解の解答について追及することはなく、結果的に理解度の確認が不十分であった。
- (2) 社内規定「アルコール検査実施要領」において、アルコール検査実施手順について明確に設定されていなかった。
- (3) アルコール検査に関する通達の改訂に伴った規程類の改訂やアルコール検査機器の導入等に関して実運用まで期間が短く、これらに関する十分な情報収集ができておらず、社内展開の際にアルコール検査の重要性等を浸透させるに不十分であった。
- (4) アルコール以外の食品等においても数値反応が出る場合があること（1回目のアルコール検査時の反応はうがい薬によるものと思われる。）について、周知が不十分であった。
- (5) CSと操縦士及び整備士の待機室が離れている基地においてはCSが立ち会い者になることはできないため、CSには飛行勤務開始時のアルコール検査の実施について確認するよう指導をしていたが、口頭での指導のみで手順等が明文化されていなかった。

#### 【再発防止策】

- (1) 全乗員に対し、役員及び管理職が規程類の詳細な説明及び変更点、アルコール検査体制の確認、実施時期、実施方法、記録と報告、反応があった場合の処置について、対面で教育を実施した。また、乗員を採用する際には、入社研修において対面でのSMS教育の後、eラーニングによるアルコール規制に関する基礎教育（立ち会い者教育を含む。）の実施、更に各運航部において他の乗員と同様の対面教育を実施することとした。
- (2) 乗員以外の対象者に対し、アルコール検査の立ち会い者教育について社内規定を改定に合わせて内容を見直し、再度eラーニング教育を実施した。また、効果測定の内容も刷新して理解を高めるものに変更した。
- (3) 各部署が毎月開催する職場安全会議において、アルコール規制に関する内容を議題にして疑問点、問題点などについては討議し、また、最新の情報を展開することで、アルコール検査の重要性等の浸透を図っていくこととした。
- (4) 関連する規程類の改訂を実施し、アルコール検査の実施開始時期、手順等を明確にした。

### 4 その他の実施した施策

- (1) 運航部長による事務連絡「アルコール検査の適切な実施について」、航空事業本部長安全

通報「不適切なアルコール検査について」等を発行し、運航関係者に厳重注意な注意喚起を実施した。

- (2) 航空事業本部長は、乗員の家族に対して「操縦士としての適正飲酒についてのお願い」文書を通知して、酒気を帯びて操縦士業務に当たろうとすることは、厳罰に繋がる事の理解と家族による適正な飲酒の協力を依頼した。